

委託契約書新旧対照表

新		現行	
委託契約書		委託契約書	
1	委託番号	1	委託番号
2	委託業務名	2	委託業務名
3	委託場所	3	委託場所
4	履行期間	4	履行期間
	第 号		第 号
	日間		日間
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで
5	契約金額	5	契約金額
	うち取引に係る消費税及び地方消費税		うち取引に係る消費税及び地方消費税
	円		円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。		「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。
6	契約代金の支払	6	契約代金の支払
	(1) 前金払		(1) 前金払
	する		する
	しない		しない
	(2) 部分払		(2) 部分払
	する		する
	しない		しない
7	契約保証金	7	契約保証金
	免		免
8	内容及び実施条件	8	内容及び実施条件
	別冊仕様書のとおり		別冊仕様書のとおり
9	その他	9	その他
	上記の委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し上記条件のほか新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び別紙委託契約条項に		上記の委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し委託者を甲と新潟県財務規則（昭和57年新潟県財務規則第10号）及び別紙委託契約条項に
	よって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。		よって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。
	年 月 日		年 月 日
	発注者		委託者（甲）
	新潟県		新潟県
	代表者		代表者
	新潟県知事		新潟県知事
	（事務所長）		（事務所長）
	印		印
	住 氏		住 氏
	所 名		所 名
	受注者		受託者（乙）
	印		印

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、設計要領、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、頭書の委託業務を誠実に履行し、発注者は、受注者に対する債務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。
2 発注者は、この契約により取得した目的物（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務に関して受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(管理技術者等)

第6条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者等を変更したときも、同様とする。
2 管理技術者等は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期限の変更、委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第7条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者等を兼ねることができない。
3 第1項及び第2項の規定は、建築設計業務においては適用しない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第8条 発注者は、管理技術者若しくは主任技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第3条の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止する

(改正後全文)

ことができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 受注者は、委託業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、発注者に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰することのできない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(危険負担)

第11条 第13条第4項の規定による成果品の引渡し前に生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害をも含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者の負担とする。

(履行遅滞による損害)

第12条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金（遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の1の額とする。）を徴収して、期限を延長することができる。

- 2 発注者の責めに帰する理由により第14条の規定による契約金額の支払が遅れたときは、受注者は、発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の履行届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前2項の規定を準用する。
- 4 発注者の検査に合格したときは、受注者は、成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約金の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、契約金の支払を請求する。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。
- 3 発注者が受注者の申出により前払金をすることが適当と認めたときは、受注者は、契約金額の10分の3以内の金額（1万円単位とし、1万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払うものとする。

(部分払)

第15条 受注者は、発注者が部分払（1回に限る。）をすることが適当と認めたときは、その指示する部分が完了した後、発注者にその旨届け出て検査を受けなければならない。

- 2 部分払の額は前項の検査に合格した部分に対する契約金相当額の10分の9以内とし、その支払方法は前条第2項の定めによる。
- 3 前払金の支払を受けた場合に部分払を受けることができる金額は、第1項の検査に合格した部分に対する契約金相当額に対する契約金額の割合を、当該前払金の支払額に乗じて得た金額を前項の規定による部分払相当額から減じた額とする。

(かし担保)

第16条 発注者は、成果品にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求については、次の各号に定める期間内（当該かしが、受注者の故意又は重大な過失による場合は、10年以内）に行わなければならない。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 土木設計業務等 | 第13条の規定による引渡しを受けた日から3年以内 |
| (2) 測量及び調査業務 | 第13条の規定による引渡しを受けた日から1年以内 |
| (3) 建築設計業務 | 第13条の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該 |

建築物の工事完成後2年以内

- 3 発注者は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 第1項の規定は、成果品のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約の解除等)

- 第17条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき、受注者がこの契約に違反したときその他契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。受注者が契約の解除を申し出たときも同様とする。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、第14条第4項の規定により前金払をしたときは、受注者は、前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第12条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付けて、発注者に返還しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の定めにより契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、契約金額の100分の10以上の額を違約金として受注者から徴収することができる。
 - 4 発注者は、委託業務が完了しない間は、第1項の定めによるほか必要がある場合には契約を解除することができる。この場合において、前金払をしたときは、第2項の定め（利息に関する定めを除く。）を準用する。
 - 5 前項の定めによる契約の解除により受注者に損害を生じたときは、発注者はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
 - 6 発注者が第1項又は第4項の定めにより契約を解除した場合に、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したものとあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する契約金の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受注者に支払わなければならない。

第17条の2 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。
 - (6) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(損害賠償の予定)

- 第18条 受注者は、第17条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、請負金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項等)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。